

岐阜県肝炎治療認定協議会設置要綱

第1 目的

この要綱は、岐阜県肝炎治療特別促進事業実施要綱第7の3の規定に基づき、岐阜県肝炎治療認定協議会（以下「協議会」という。）を設置し、岐阜県肝炎治療特別促進事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

第2 協議会の構成員

1 協議会の委員は、次の機関等に所属する医師のうちから構成する。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院
- (2) 肝疾患専門医療機関
- (3) 一般社団法人岐阜県医師会

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

第3 会長

- 1 会長は、委員の互選とする。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。

第4 所掌事務

協議会は、次の事項を協議するものとする。

- 1 肝炎治療特別促進事業肝炎治療受給者証交付対象者の認定の適否に関する事項
- 2 その他知事が必要と認める事項

第5 協議会の開催

- 1 協議会は原則として毎月1回開催する。
- 2 協議会は、県が招集する。

第6 秘密の保持

協議会の委員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

第7 庶務

協議会の庶務は健康福祉部感染症対策推進課において、これを処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月15日から施行する。